特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

王寺町は、軽自動車税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

王寺町長

公表日

令和7年1月8日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	当町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【軽自動車税に関する事務】 軽自動車税は地方税法等に基づき賦課する税金である。軽自動車税に関する事務では、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等の所有者を対象に、税額の賦課決定及び納税通知書（納付書）の発送を行うほか、賦課決定した税額の収納状況を管理し、納期限までに納付が確認できない場合は滞納整理事務を行う。また、納税者からの申請により税法上の減免等による税額変更の事務を行うほか、納税状況に関する証明書の発行等を行う。 番号法の別表第二に基づいて、当町は、軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務
③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
（1）軽自動車税賦課ファイル （2）軽自動車税収滞納ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表の24の項 ・番号法第9条第1項　別表の134の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、別表第二省令） （別表第二における情報提供の根拠） ：なし（情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項） （別表第二省令における情報照会の根拠） ：第20条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部　税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号636-8511 王寺町役場総務部総務課総務係 住所：奈良県北葛城郡王寺町王寺２－１－23 電話：0745-73-2001 ファクス：0745-32-6447 E-mail：soumu-s@town.oji.nara.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号636-8511 王寺町役場総務部税務課（課税係・収納係） 住所：奈良県北葛城郡王寺町王寺２－１－23 電話：0745-73-2001 ファクス：0745-32-6447 E-mail：zeimu-k@town.oji.nara.jp

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む）の保管 ・個人番号及ぶ本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	王寺町情報セキュリティポリシーに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐため ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得たパスワードロック機能付きの媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・盗難防止のため、執務室等で利用する端末にワイヤーによる固定を行っている。 ・執務室等で利用する端末へのログインは多要素認証を採用している。 などの物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月24日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 南 昌邦	総務部参事	事後	様式変更
平成30年5月24日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	E-mail：yawaragi@town.oji.nara.jp	E-mail：soumu-s@town.oji.nara.jp	事後	平成30年5月評価書確認
平成30年5月24日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	E-mail：yawaragi@town.oji.nara.jp	E-mail：zeimu-k@town.oji.nara.jp	事後	メールアドレス変更
平成30年5月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	平成30年5月評価書確認
令和1年5月17日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	総務部参事	税務課長	事後	人事異動による変更
令和3年10月6日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法令改正に伴う変更
令和5年5月2日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記追加	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務	事後	法令改正に伴う変更
令和5年5月2日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	右記追加	番号法第9条第1項 別表第一の101の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年1月8日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法第9条第1項 別表第一の101の項	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法第9条第1項 別表の134の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年1月8日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点での計数か	令和3年10月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	時点変更
令和7年1月8日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業	－	項目追加	事後	様式変更
令和7年1月8日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	項目追加	事後	様式変更